平成 24 年 12 月 10 日 令和 5 年 2 月 1 日改正

1 活動期間

すてきなまちなみ支援制度は、京田辺市すてきなまちなみ支援制度実施要綱(以下「実施要綱」という。)第1条の目的を達成するための活動を継続できる団体を対象とし、活動期間は1年以上(毎月1回以上)を原則とする。

2 申請期間

実施要綱第5条で定める京田辺市公共施設サポーター認定申請書の受付期間は、 毎年3月1日から5月31日までとする。

3 活動内容

- (1) 実施要綱第4条に規定する活動内容は、管理する公共施設に該当する第1 号から第4号までに掲げる全ての内容を基本とする。
- (2) 実施要綱第4条に規定する第1号から第4号までの活動内容は、サポーターが管理する公共施設に限るものとする。

4 公共施設の管理区域

- (1) サポーターが管理する公共施設は、その公共施設全域を管理するだけでなく、一部区域を定めて管理することもできるものとする。
- (2) 公共施設にプランター等を設置して管理する場合は、その公共施設の管理者と別途協議し、占用許可及び行為許可等を得て、その写しを認定申請書に添付するものとする。
- (3) 本制度の対象となる公共施設等であっても、車両の交通量が多い場所及び 歩行者が多い場所等、事故等の危険度が高いと市長が判断する場所は、対 象となる公共施設から除外するものとする。

5 ゴミ等の収集

- (1) 紙くず、雑草及び枯葉等は、ゴミ袋に入れて収集場所へ搬出するものとする。
- (2) 枝木等は、長さ50cm 程度に切断し荷造り紐で縛るか、ゴミ袋に入れて収集場所へ搬出するものとする。

6 支給・貸与対象物

実施要綱第9条に規定する市の支援の基準は以下のとおりとする。

(1) 支給対象物

ア 花苗 25ポット/m²(支給は年2回までとする。)

イ 肥料等 100g/m² (支給は年2回までとする。)

ウ ゴミ袋 60リットル/袋、t=0.3mm

(2) 貸与対象物

市が、貸与するために保管する対象物の数量は以下のとおりとする。

- ア 清掃用具 スコップ(2丁)、移植ごて(30ケ)、ほうき(3本)、サラエ(6本)、 手み(3ケ)
- イ 剪定器具 剪定鋏(3丁)、刈り込み鋏(3丁)、手刈りカマ(6ケ)、ノコギリ (3丁)
- ウ 安全管理備品 三角コーン(12ケ)、コーンバー(12ケ)
- エ 散水用具 ジョーロー[2~3リットル](5ケ)
- 7 ボランティア保険の補償内容(令和4年度)
 - (1) 賠償責任補償(1事故)ア 対人・対物 支払限度額:5億円(免責 なし)
 - (2) 傷害補償

ア 死亡・後遺障害保証金 360万円

イ 入院保険金 日額 7,000円

ウ 通院保険金 日額 4,500円

- 8 ボランティア保険の加入人数の制限 市が支援するボランティア保険の加入人数は、1団体20名までとする。
- 9 実績の公表

サポーターの活動実績は、京田辺市のホームページで公表するものとする。

10 その他

その他必要な事項は、京田辺市が地元自治会及び区と協議の上、決定するものとする。